

令和8年5月27日

まちづくり委員会資料

1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

(6) 報告第13号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

(3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分 訴えの提起)

資料 報告 訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区分	被告の氏名	居住の開始	備考
1	使用料滞納者	****	平成26年7月18日	○滞納月数・滞納額 4か月分・299,800円
2	使用料滞納者	****	令和6年12月4日	○滞納月数・滞納額 11か月分・182,032円
3	使用料滞納者	****	令和6年2月22日	○滞納月数・滞納額 9か月分・607,141円

2 市営住宅の明渡を求める理由

市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じないため

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、所定の期限内に使用料を納付するよう求めたが、応じなかったため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知書送付年月日	明渡請求書送付年月日	明渡期限	訴えの提起年月日
1	令和7年11月6日	令和7年12月18日	令和8年3月18日	令和8年4月24日
2	令和7年11月6日	令和7年12月18日	令和8年3月18日	令和8年4月24日
3	令和7年11月6日	令和7年12月18日	令和8年3月18日	令和8年4月24日